

あり方検討委員会答申後の高齢者介護総合センターの見直し状況

群馬県立高齢者介護総合センター

群馬県の専門機関として直営

- ・昭和41年 「前橋特別養護老人ホーム 明風園」として開設
- ・平成10年 「県立高齢者介護総合センター 明風園」に改称
通所介護事業開始、介護研修部門設置
- ・平成11年 居宅介護支援事業開始
- ・平成12年 介護保険法指定事業者サービス開始
- ・平成17年 「県立高齢者介護総合センター」に改称

平成20年10月17日 あり方検討委員会中間報告【答申】

【答申に対する検討結果】

県では、介護施設を取り巻く状況の変化や委員会での答申を十分に踏まえ、その検討結果として、高齢者介護総合センターのこれまで蓄積してきたノウハウや限られた人材を、介護分野が抱えている諸課題に対応していく体制へと速やかに転換するべきであると判断し、次のとおり決定した。

民間でできることは民間に委ねることを基本とし、介護部門（特養等）は民営化を行う。

研修部門については、介護現場と一体化した研修機能を維持強化して県内施設の介護レベルの向上を図るため、県が責任を持って研修を継続する。

平成22年4月1日

- ・介護部門は、「社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団」[※]に譲渡
(建物は無償譲渡。敷地は無償貸与)
- ・研修部門は県の地域機関として「介護研修センター」を設置し県直営で継続

→ 特別養護老人ホーム 明風園

(社福)群馬県社会福祉事業団の施設として事業継続

→ 介護研修センター

群馬県の地域機関として設置し、県が直営

注)「社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団」について

【本部所在地】前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター内)

【主な事業】

- ・特別養護老人ホーム運営(4施設:高風園、高風園そめやの里、菱風園、明風園)
- ・県立施設の指定管理(7施設:県立障害者リハビリテーションセンター、県立点字図書館、県立義肢製作所、県聴覚障害者コミュニケーションプラザ、県立ふれあいスポーツプラザ、県立ゆうあいびつ記念温水プール、県社会福祉総合センター)

【県との関係】

- ・昭和47年6月に社会福祉法人認可により設立
- ・県の出資比率23.8%(地方自治法に基づく調査・監査の対象外)
- ・県からの職員派遣はない。

高齢者介護総合センターの民間移譲にあたっての基本方針

平成21年9月
群馬県介護高齢課

1 特養部門について

平成22年4月1日付けの民営化にあたっては、公募によらず、(福)群馬県社会福祉事業団に移譲する

【理由】

事業団は、昭和46年の厚生省通知に基づき、県が設立した団体であることから、県との強い連携関係にある。また、平成14年の厚労省通知においても、先駆的な事業や研究事業を行うこととされており、「ぐんま認定介護福祉士」の研修を実施するなど、研修と介護施設を一体化したモデル施設としての位置づけが期待できる。

2 研修機能について

現在地に県介護研修センター(仮称)を設置し、研修機能を強化するとともに、事業団に新設される研修指導部門と協働して、移譲する特養を活用し、介護現場と一体化した研修を継続する

【理由】

研修体制の充実は、県全体の介護サービスの質の向上や人材確保対策として急務であり、県の施策として行うべきものである。

これまで高い評価を得てきた認知症に関する研究・研修は、群大医学部やこころの健康センターなどとの連携により、さらなる充実に努める。

今後求められる、医療行為(痰の吸引や経管栄養の処置など)・看取り・リハビリなどの新たな研修に対しても、老施協や老健協、医師会や看護協会などと連携して取り組む。

事業団は、ホームヘルパーの養成講座を開設するなど研修への積極的な取り組みが評価できるとともに、ユニット型及び多床室型両方の機能があり、研修施設としての今後の活用が期待できる。

「公共施設のあり方検討委員会」の中間報告の中に、事業団との連携も意見として提出されている。

3 譲渡方法について

(1) 建物は無償譲渡とする

【理由】

当該施設は、研修施設の附置などにより設備維持経費が他施設に比べて高く、移管後の施設の安定運営を考慮すると、無償による負担軽減が望ましい。

譲渡により、県として修繕・改修の負担が不要となる。

国庫補助整備施設のため、有償による財産処分の場合、国庫金返還が必要となる。

(2) 土地は無償貸与とする

【理由】

社会福祉事業に要する敷地の貸与であり、これまでの他県の民営化事例からも、無償貸与が一般的である。

県内市町村の社会福祉法人に対する特養敷地の貸与(22カ所)はすべて無償である。

高齢者介護総合センター民営化後の研修体系イメージ

